

富田林市市民公益活動支援センター登録要綱

(趣旨)

第1条 富田林市内で活動する市民公益活動団体に対して必要な支援を行うため、団体の登録を行うものとし、登録に関し必要な事項は、この要綱に定めるところによる。

(登録対象団体)

第2条 登録対象団体は、市民公益活動団体(以下「団体」という。)で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 営利目的、宗教、政治宣伝などを団体の目的としたり、活動していたりしないこと。
- (2) 会員の入退会に制限のない市民に開かれた団体であること。
- (3) 団体の構成員が5名以上で、富田林市民が複数人所属する団体であること。
- (4) 活動拠点が富田林市内にあること。
- (5) 活動を行う区域が富田林市内を含んでいること。
- (6) 活動目的及び運営方法を規約または定款等で定めている団体であること。

(登録申請)

第3条 富田林市市民公益活動支援センター(以下「センター」という)に、登録をしようとする団体は、富田林市市民公益活動支援センター団体登録申請書(様式第1号)(以下「登録申請書」という。)に必要事項を記入の上、規約または定款とともにセンターへ提出するものとする。

(登録)

第4条 センターは、前条の申請に対し、第2条に規定する要件に適合すると認めるときは、富田林市市民公益活動団体として登録し、その登録内容について公開するものとする。

(登録の通知)

第5条 センターは、前条の規定により登録したときは富田林市市民公益活動団体登録通知書(様式第2号)により登録団体証を発行し、通知するものとする。

(活動支援)

第6条 センターは、登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)に対して次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 団体の活動に必要な情報の提供
- (2) 団体の活動情報の広報
- (3) 団体の活動運営に関する相談
- (4) 市民公益活動に対するネットワークステーション及び、連携施設利用に関する室利用要領の適用
- (5) 市民公益活動に対する備品貸出利用要領の適用

(登録の変更)

第7条 登録団体は、第3条に掲げる登録申請書の内容に変更があったときは、富田林市市民公益活動団体登

録変更届出書(様式第4号)を速やかにセンターに届け出なければならない。

(登録の抹消)

第8条 センターは、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を抹消することができる。

- (1) 第2条に規定する要件を失ったとき。
- (2) 登録団体から登録抹消の申出があったとき。
- (3) 暴力団もしくはその構成員の統制の下にあるおそれがあるとき。
- (4) その他センターが、登録にふさわしくないと判断したとき。

2 センターは、前項の規定により登録を抹消したときは、速やかに富田林市市民公益活動団体登録抹消通知書(様式第5号)により、当該団体に通知するものとする。

(その他)

第9条 登録団体は、センターが実施する公益活動の支援に協力し、センターとともにより豊かな社会を創造すること。

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、センターが別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年6月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、現に市民公益活動支援センターの登録を受けている団体は、第4条の規定による登録を受けたものとみなす。